

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第3号

兵庫県後期高齢者医療広域連合に対する直接請求の要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和7年6月17日

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 木村 達夫

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第291条の6第1項の規定により準用する法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

89,751

- 2 法第291条の6第1項の規定により準用する法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

660,941

- 3 法第291条の6第1項の規定により準用する法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

別表のとおり

別 表

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
神戸市	254,115
姫路市	138,468
尼崎市	127,794
明石市	84,090
西宮市	132,770
洲本市	11,737
芦屋市	26,270
伊丹市	55,073
相生市	7,619
豊岡市	21,138
加古川市	72,007
たつの市	20,262
赤穂市	12,627
西脇市	10,604
宝塚市	63,578
三木市	20,438
高砂市	24,150
川西市	43,184
小野市	12,791
三田市	29,782
加西市	11,562
丹波篠山市	10,889
養父市	6,011
丹波市	16,744
南あわじ市	12,379
朝来市	7,827
淡路市	11,704
宍粟市	9,666
加東市	10,577

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
猪名川町	8,167
多可町	5,334
稲美町	8,397
播磨町	9,459
神河町	2,916
市川町	3,090
福崎町	5,063
太子町	9,205
上郡町	3,966
佐用町	4,283
香美町	4,433
新温泉町	3,697